

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第4条 地震による損傷の防止（施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針）

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和5年5月11日

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-目次	目次に以下を追加しました。 ・「4.1 試料採取位置の選定及び代表性確認の方針」 ・「4.4 追加調査位置」 ・「添付資料5 セン断波速度の代表性確認指標としての妥当性確認」 ・「添付資料6 建設時における埋戻土の施工及び品質管理について」 ・「添付資料8 1,2号埋戻土及び3号埋戻土の区分けについて」 ・「添付資料9 粒度分布の代表性確認指標としての妥当性確認」 ・「添付資料10 セン断波速度による代表性確認結果」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-目次, 2, 89	記載の適正化として、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）液状化の評価方針 （新） <u>液状化影響の検討方針</u>	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-1	記載の適正化として、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）耐震設計における液状化影響の検討方針を示す。 （新） <u>施設の耐震評価に用いる地盤の液状化影響の検討方針</u> を示す。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-1	記載の適正化として、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）敷地全体に分布する埋戻土及び砂層の基本物性値と比較し、 （新） <u>その周辺で実施したボーリング調査位置の物理特性</u> と比較し	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-5	第2.1-3図 地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-9	記載の適正化として、以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）（建物・構築物，屋外重要土木構造物，津波防護施設等） （新）（建物・構築物，屋外重要土木構造物，津波防護施設・浸水防止設備）	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-10	表中「施設分類」の名称を以下のとおり修正しました。（下線部参照） （旧）津波防護施設 （新） <u>津波防護施設・浸水防止設備</u>	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-10	表中「施設分類」のうち「津波防護施設・浸水防止設備」及び施設名称「屋外排水路逆流防止設備」に以下のとおり注釈を追加しました。 ・「※1 浸水防止設備については、屋外に設置される施設を対象に検討する」	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-10	表中「津波防護施設・浸水防止設備」の施設名称を以下のとおり修正しました。 ・「1,2号炉取水ピットスクリーン室防水壁」を削除 ・「1号及び2号炉取水路流路縮小工」を追加 ・「1号及び2号炉放水路逆流防止設備」を追加	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-10	表中の施設名称「3号炉取水ピットスクリーン室防水壁」，「1号及び2号炉取水路流路縮小工」，「1号及び2号炉放水路逆流防止設備」の「基礎形式」，「支持層」及び「基礎下端高さ」はいずれも「追前」としていましたが、以下のとおり修正しました。 ・「基礎形式」は「直接基礎」 ・「支持層」は「岩盤」 ・「基礎下端高さ」は0.5（3号炉取水ピットスクリーン室防水壁）	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-10	表中の注釈を以下のとおり修正しました。 (旧) ※3 防潮堤よりも海側に設置される取水口及び屋外排水路逆流防止設備の設計地下水位については、取水口は残留水位T.P.+0.55m、屋外排水路逆流防止設備は朔望平均満潮位T.P.+0.26mを記載 (新) ※4 防潮堤よりも海側に設置される取水口の設計地下水位は、日本港湾協会(2007)の残留水位の設定方法に基づき、T.P.0.55mに設定 ※5 防潮堤よりも海側に設置される屋外排水路逆流防止設備の設計地下水位は、朔望平均満潮位T.P.0.26mに設定	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-11	図中の施設名称を以下の通り修正しました。 ・「1,2号炉取水ピットスクリーン室防水壁」を削除 ・「1号及び2号炉取水路流路縮小工」を追加 ・「1号及び2号炉放水路逆流防止設備」を追加	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-12, 14, 15, 18	記載の適正化として、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)・・・建物・構築物を除く (新)・・・屋外重要土木構造物及び津波防護施設等	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-19	第3.2-1図の名称を以下のとおり修正しました。(下線部参照) (旧)・・・断面図(東西) (新)・・・断面図(①-①')	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-20	第3.2-2図の名称を以下のとおり修正しました。(下線部参照) (旧)・・・断面図(南北) (新)・・・断面図(②-②')	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-19~40	第3.2-1図~第3.2-20図の施設の断面図に、地下水位の設定方針に基づく地下水位を追記しました。	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-31	第3.2-12図を修正しました。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-33	「追而」としていた第3.2-14図を修正しました。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-33	3号炉取水ピットスクリーン室防水壁の断面位置が分かるように、位置図に矢視を追記しました。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-36, 37	第3.2-17図及び第3.2-18図を追加しました。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-38	第3.2-20図(1/2)の名称を以下のとおり修正しました。(下線部参照) (旧)・・・断面図(東西) (新)・・・断面図(③-③')	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-39	第3.2-20図(2/2)の名称を以下のとおり修正しました。(下線部参照) (旧)・・・断面図(南北) (新)・・・断面図(④-④')	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第4条 地震による損傷の防止 (DB04 r.3.14)	4条-別紙9-41	「4.1 試料採取位置の選定及び代表性確認の方針」の項目及び文章を追加しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-41	文中に以下の記載を追加しました。 ・「埋戻土及び砂層の基本物性に関する評価は添付資料3に示す。」	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-42	第4.2-1図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-43	第4.2-2図及び3図の地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-44	第4.2-4図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-44	第4.2-5図の地質断面図に液状化検討対象施設を記載しました。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-45	せん断波速度を用いた代表性確認結果を参考値扱いとする旨の記載を追記しました。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-52	第4.3-5図に記載の液状化検討対象施設を修正しました。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-69～71	第5.3-1表(1/2), (2/2), 第5.3-2表に地質材料の工学的分類を追記しました。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-89	文中の記載を以下のとおり修正しました。 （旧）また、施設ごとに地下水排水設備を考慮の上設定した地下水位及び液状化検討対象層の分布状況を踏まえて、検討の必要性を判断する。 （新）液状化検討対象施設の選定に用いる設計地下水位は、防潮堤設置後における地下水排水設備が機能しない状態が継続した場合の定常的な地下水位分布を予測した三次元浸透流解析の予測解析結果に基づく地下水位を使用する。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第4条 地震による損傷の防止（DB04 r.3.14）	4条-別紙9-添付9-56	1,2号埋戻土の粒度のばらつきが大きいと判断した根拠について明記しました。	